

合志市地域づくりネットワーク規約

(名 称)

第1条 この会は合志市地域づくりネットワーク（以下ネットワークという。）と称する。

(目 的)

第2条 このネットワークは、民間の地域づくり団体（以下地域づくり団体という。）の相互交流及び地域づくり団体と合志市の協働によるまちづくりを促進するとともに、地域づくりの情報提供等を行うことにより、自主的・主体的な地域づくりへの取組みを促進することを目的とする。

(事 業)

第3条 ネットワークは前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域づくり団体相互の交流に関する事
- (2) 地域づくり研修会等に関する事
- (3) 地域づくり情報交換に関する事
- (4) 合志市のまちづくりに関する提案及び協力に関する事
- (5) 火の国未来づくりネットワーク事業に関する事
- (6) その他ネットワークの目的を達成するために必要な事項に関する事

(会 員)

第4条 ネットワークの会員は、合志市に活動拠点を置いている地域づくり団体で、このネットワークの趣旨に賛同し、ネットワークが適当であると認めた団体。

2 ネットワークに対する加盟及び脱退は、所定の手続きを経て役員会の承認を経るものとする。

(役 員)

第5条 ネットワークに、次の役員を置く。

- (1) 会 長 (2) 副会長 (3) 会 計 (4) 監 事 (5) 事務局

(役員を選任)

第6条 役員は、総会において各地域づくり団体代表者の中から選任された者の中から互選により決定し、総会において承認する。

2 ネットワークには、必要に応じて顧問を置くことができる。

(役員職務)

第7条 会長はネットワークを代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

3 事務局は、会の事務及び記録を掌る。

- 4 会計は、事業の会計を行う。
- 5 監事は、会計を監査する。

(役員会の任期)

第8条 役員会の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 ネットワークの会議は、総会、役員会及び定例会とする。

- 2 会議は、会長が召集する。
- 3 役員会及び定例会の議長は、会長が行う。
- 4 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 総会の議長は総会において選出し、以下の事項について議決を行う。
 - (1) 役員を選任及び承認
 - (2) 規約の改廃
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (4) 予算及び決算に関する事
 - (5) その他総会において付議すべき事項
- 6 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、同数のときは議長が決定する。
- 7 役員会は、ネットワークの運営及び業務執行について審議する。

(会計)

第10条 本会の経費は、年会費及びその他の収入をもってあてる。

- 2 年会費の額は1団体1,000円とし、徴収等については役員会において立案し、総会の議決を経て定める。
- 3 本会の年会費は、各地域づくり団体より毎年6月末日までに納入するものとする。
- 4 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。
- 5 会計年度に余剰金があるときは、翌年度に繰り越すものとする。

(事務局)

第11条 ネットワークの事務局は、合志市地域づくりネットワーク会長宅に置く。

(雑則)

この規約で定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。

附 則

この規約は、平成20年12月16日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年7月6日から施行する。